

重 要 事 項 説 明 書

ホームヘルプ事業玉光苑

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大分市指定 第 4470100753 号)

当事業所はご利用者に対して自費訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◇◆目次◆◇

1. 事業者-----
2. 事業所の概要-----
3. 職員の配置状況-----
4. 当事業所が提供するサービス-----
5. 利用料金-----
6. サービス利用に関する留意事項-----
7. サービス内容に関する苦情-----
8. 緊急時の対応-----
9. 事故発生時の対応-----
10. 個人情報の利用について-----

1. 事業者

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 法 人 名 | 社会福祉法人 霊山会 |
| (2) 法 人 所 在 地 | 大分県大分市大字市 459 番地 |
| (3) 電 話 番 号 | 097-541-0344 |
| (4) 代 表 者 氏 名 | 理事長 清水 千恵美 |
| (5) 設 立 年 月 日 | 昭和 42 年 11 月 8 日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 [訪問介護] 平成12年4月1日指定 4470100753
[訪問型サービスA] 平成29年9月1日指定 4470100753
[介護予防訪問介護相当サービス] 平成30年4月1日指定 4470100753
- (2) 事業の目的 訪問介護の介護保険適用外サービスで、ご利用者又はご家族が援助を必要としているとき、必要な支援を行います。
- (3) 事業所の名称 ホームヘルプ事業玉光苑
- (4) 事業所の所在地 大分県大分市大字市 459 番地
- (5) 連絡先 TEL 097-541-1546
FAX 097-574-5963
- (6) 事業所管理者 佐藤 嘉洋
- (7) 当事業所の運営方針 訪問介護の介護保険適用外サービスについて、日常生活上ご利用者又はご家族が援助を必要としているとき、訪問介護員による身体介護・生活援助の支援を行います。
- (8) 事業所が行っている他の業務
[居宅介護] 平成18年10月1日指定 4410100665
[重度訪問介護] 平成18年10月1日指定 4410100665
[移動支援] 平成18年10月1日指定 4410100227
[同行援護] 平成23年10月1日指定 4410100665
- (9) 通常の事業の実施地域 大分市全域
- (10) 営業日及び営業時間

事業所営業日	月 ~ 土
事業所営業時間	8:00~17:00
サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	8:00~18:00

※通常時間帯以外においても、ご相談に応じます。

※電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

3. 職員の配置状況

- (1) 職員配置 当事業所では、ご利用者に対して自費訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務内容
1. 事業所管理者	1名		1名	業務統括
2. サービス提供責任者	2名	名	名	訪問調整
3. 訪問介護員	名	10名	2.5名	訪問介護

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- (4) その他 サービスを提供するために使用する、ご利用者宅の水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者様の負担となります。

6. サービス利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- ① サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。
但し、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予めご利用者及びご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。
- ② ご利用者から特定のホームヘルパーを指名する事はできませんが、ホームヘルパーについてお気付きの点やご要望がございましたら、苦情相談窓口等にご遠慮なく相談下さい。

(2) ホームヘルパーの禁止行為

※ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご利用者もしくはご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ ご利用者もしくはそのご家族からの金銭、又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑦ その他利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他、迷惑行為
- ⑧ ホームヘルパーの自家用車への利用者の同乗

(3) サービス提供の拒否

事業所は下記の理由によりサービス利用をお断りする場合がございます。

- ① 事業所の職員体制との関係で利用申込みに応じられない場合
- ② 地理的理由により、十分なサービス提供に努めることができないと判断される場合
- ③ 事業所職員に不当に著しい恐怖感を与えた場合
- ④ セクシャルハラスメント行為が行われる場合
- ⑤ 通常提供されるべきサービスの範囲を超え、訪問介護サービス提供以外訪問呼出や電話対応を頻回に求められることにより、他の利用者へのサービス提供に支障が出ると判断される場合

- (4) サービスの終了 ご利用者の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

7. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、ご利用料のお支払いや手続き等、サービス利用に関するご相談、ご利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けます。

○相談・苦情受付窓口	〔管理者〕 佐藤 嘉洋
○受付時間	毎週月曜日～土曜日 (8:00～17:00)
○連絡先	TEL 097-541-1546 FAX 097-574-5963

- (2) 行政機関その他苦情受付期間

大分県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 大分市大津町 2-1-41 TEL 097-558-0301 FAX 097-551-5454
------------------------	--

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合には、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご親族、居宅介護支援専門員等へ連絡をします。事業所の従事者は緊急時の連絡先としてご利用者又はご家族より3名程度の連絡先及びご利用者のかかりつけ医・既往歴、担当ケアマネージャー等を記載した緊急連絡先名簿を作成し、事業所に保管及びご利用者宅にも保管するものとする。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともにその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、ご利用者に対して賠償すべき、事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

10. 個人情報の利用について

別紙「個人情報に関する基本方針」、および「個人情報の利用目的」の趣旨をご理解いただき、「個人情報の使用に係る同意書」により同意を得られた範囲内で、個人情報を取り扱わせていただきます。

令和 年 月 日

自費訪問介護サービスの開始の際し、本書面に基づき、重要事項説明を行いました。

(事業者)

住 所	大分市大字市459番地
事業者名	ホームヘルプ事業 玉光苑
管理者氏名	佐藤 嘉洋

(説明者) サービス提供責任者 _____ 印

平成30年5月1日改定